

キャッシュレス決済の導入を検討中の事業者の皆さま

みよし市商工業活性化補助金（感染症対策環境整備事業）に キャッシュレス決済環境整備

を追加します

補助金支給額

最大 **20** 万円（同一年度 1 回限り）

※補助対象経費は備品購入費等の 2/3 以内

補助対象

キャッシュレス決済環境の整備等を行う場合

1. 決済端末本体
2. 汎用端末（パソコン・タブレット等）
3. その他キャッシュレス決済関連機器（暗証番号入力用キーパッド、電子マネー決済用非接触型リーダーライタ等）

※注1 対象者はみよし商工会又はみよし市工業経済会に加入又は加入予定の中小企業者

※注2 補助金は予算の範囲内において交付するものとします。

※注3 工事費やリース料・レンタル料、手数料は対象外となります。

事業完了期間 令和4年3月31日（水）まで

補助金の申請については、事業開始前に

みよし商工会（0561-34-1234）までお問い合わせください。

補助要件等詳細の問い合わせ先

みよし市役所 環境経済部 産業課 〒470-0295 みよし市三好町小坂 50 番地

TEL (0561) 32-8015 FAX (0561) 34-4189

E-mail sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp